

商工連 みやざき

7

No.576

編集発行所／宮崎県商工会連合会
〒880-0013 宮崎市松橋2丁目4番31号
県中小企業会館2F
TEL (0985) 24-2055 FAX (0985) 25-0036
URL <http://www.miya-shoko.or.jp>
E-mail webmaster@miya-shoko.or.jp



通常総会（議案審議）の様子

第58回 宮崎県商工会連合会 通常総会開催



野口理事(通常総会での退任挨拶)



高野氏(通常総会での理事就任挨拶)

県商工会連合会第五十八回通常総会を、五月二十四日、宮崎観光ホテルで開催しました。
松浦正明副会長が開会の辞を述べた後、野口俊和理事の音頭により、出席者全員で次の総会スローガンを唱和しました。

一、「巡回訪問の強化により会員満足度の向上を図ろう！(行きます聞きます 提案します)」

二、「組織の拡充強化と財政基盤の確立を図ろう！(会員増強と自主財源の確保に努めよう)」

三、「身近な経営支援機関としての機能強化を図ろう！(経営発達支援計画の着実な実施を目指す)」

四、「地域コミュニティ維持活動を積極的に推進しよう！(地域に活力と購買力を取り戻そう)」

議案審議では、原田武寛高原町商工会長を議長に選出し、「平成三十年度事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び財産目録の承認」など七議案が審議され、各議案ともに原案どおり承認可決されました。

なお、議案として役員の補充選任が上程され、県青連会長の交代に伴い、高野恵一県青連会長が新理事に選任されました。

総会後の

式典では、河野俊嗣宮崎県知事をはじめ、多くの来賓をお招きして商工会運営功労者等の表彰や、感謝状の贈呈が行われました。(被



淵上県連会長(式典での挨拶)



河野県知事(式典での祝辞)

げと軽減税率制度の導入など、新たな経営課題への対応が求められており、本連合会としても、これらの課題に対して、各商工会と一体となって適切に対応して参りたい」と述べました。

式典に引き続き懇親パーティーが開催され、会場は終始和やかな雰囲気にも包まれ、盛会の裡に終了しました。



表彰者等は別記のとおりです。)

その後、淵上鉄一会長があいさつし、「三十年続いた平成が終わり、令和という新たな時代を迎え、世界が注目する東京オリンピック・パラリンピックを控える一方、働き方改革や間近に迫った消費税率の引き上



「小規模事業者持続化補助金」活用事例紹介

『日本のものづくりの活性化！最新設備導入による売上向上！』

株式会社キョーリツ (北郷町商工会)



株式会社キョーリツは平成30年2月に開業しました。様々な機械の金属精密部品の加工を取り扱い、受注先からの注文に応じたオーダーメイドにより製作しています。同じ部品の大量生産ではなく、多品種・小ロット・短納期等のニーズに対応できる体制を整えています。

①補助事業に取り組んだきっかけ

創業時、商工会に相談したことから事業計画書作成などの支援をいただく中で、追加で新たな設備の導入をしたいと相談したところ、持続化補助金の活用による設備導入を提案してもらいました。

②事業内容及び成果・効果

生産性の向上による売り上げ増加を目指して、パワーバイスを導入しました。生産能力が向上したことで、今まで製造が追いつかないため交渉を断念していた地元の大手企業に改めて営業をかけたところ、次回より発注をいただけることとなりました。また、利益率の向上を図るため、CADのソフトを導入し、外注していた設計を自社で行うことが出来るようになり、外注費の削減、設計の迅速化につながりました。



工場内の様子



※パワーバイス参考写真…
金属を加工する際、金属を挟んで
固定するもの

最新設備導入により、顧客の様々な要望に応えられるようになり、売上も順調に推移しています。創業前に策定した事業計画書以上の売上を確保できています。創業時2名で開業したものの想定以上に受注が増え製造が追いつかないため、現在では10名まで従業員を増員しています。今後さらに受注増が見込まれるため、設備増設を予定しており、併せて工場の拡張を計画中です。

③事業者の声

保有していた設備では製造できなかった部品が製造できるようになり、受注拡大、新規取引先獲得に繋がりました。県内だけではなく、九州、関西圏からの受注も多く、嬉しい悲鳴を上げています。

この業界は経営者の高齢化による廃業が進んでいますが、日本のものづくりを守り、発展させることに貢献していきたいと考えています。需要は多いため、工場を拡大させ製造能力を向上させるとともに、雇用の拡大を行い、若手の人材育成に力を入れていきたいと思っています。



導入したパワーバイス



石田 稔社長

株式会社キョーリツ

所在地：宮崎県日南市北郷町郷之原乙525-1

代表者名：代表取締役 石田 稔

電話：0987-55-2271 定休日：日曜

募集中!!

平成30年度第2次補正予算 小規模事業者持続化補助金

第2次締め切り 7月31日(水) (締切当日消印有効) 詳しくは、商工会までお問い合わせください。

県施設の指定管理者募集のお知らせ

宮崎県では、県民の皆様に日頃ご利用いただいている県の施設を、令和2年度から管理運営していただく指定管理者を募集しています。応募資格は、県内に事業所などを有する又は設置予定の法人その他の団体となっています。また、複数の団体で構成するグループで応募することもできます。

募集期間は、9月上旬までです。

詳しくは、県ホームページを御覧いただくか、各施設の所管課までお問い合わせください。

宮崎県 指定管理者

検索

施設名	所管課	電話番号
宮崎県建設技術センター	県土整備部管理課	0985 (26) 7175
宮崎県体育館	教育庁スポーツ振興課	0985 (26) 7247
宮崎県ライフル射撃競技場		
宮崎県総合運動公園 (有料公園施設のみ)		

【指定管理者制度全般についての問合せ先】 宮崎県 人事課行政改革推進室 TEL.0985-32-4473

宮崎県商工会青年部連合会

第五十一回通常総会

五月八日（水）宮崎観光ホテルにおいて、宮崎県商工会

青年部連合会第五十一回通常総会が県下商工会青年部長出席のもと開催されました。

最初に、平成三十年度の部員増強運動表彰、商工貯蓄共済推進表彰、続いて経営革新計画承認事業所表彰等が行われました。

【部員増強運動表彰】

- ・佐土原町商工会青年部
- ・綾町商工会青年部
- ・すき商工会青年部
- ・都農町商工会青年部
- ・諸塚村商工会青年部

【商工貯蓄共済推進表彰】

- ★目標達成（一〇〇％以上達成）
- ・山之口町商工会青年部

青年部
Information

【経営革新計画承認事業所表彰】

- ・高原町商工会青年部
- ・木城町商工会青年部
- ・椎葉村商工会青年部

〈事業所名〉〈商工会名〉

（敬称略）

- ・（株）サン設備（田野町）
- ・鈴之家旅館（南郷町）
- ・（株）中村食肉（三股町）

続いて、野口俊和宮崎県商工会青年部連合会長、淵上鉄一宮崎県商工会連合会長のあいさつ、横山浩文宮崎県商工観光労働部次長の祝辞の後、議長に高千穂町商工会青年部



野口会長あいさつ

【新役員名簿】

役職名	氏名	所属商工会名	ブロック名
会長	高野 恵一	高千穂町	県北部
副会長	藤元 勇貴	国富町	中央
	西 篤志	野尻町	県西
理事	堀口 正樹	佐土原町	中央
	堂込 義治	高城町	都北
	山川 伸	すき	県西
	濱砂 祐樹	西米良村	西都・児湯
	椎葉 昌史	椎葉村	東臼杵
	高須 謙治	延岡市三北	県北部
監事	宮元 貞一郎	高崎町	都北
	河野 光範	川南町	西都・児湯

議長を務めた佐藤部長
（高千穂町商工会青年部）

の佐藤文彦氏を選出し、「令和元年度事業計画及び収支予算の決定について」ほか四つの議案が審議されました。全議案とも原案どおり承認可決され、令和元年度の重点事項として、青年部員の経営力向上、若手経営者・後継者



高野新会長あいさつ

及びリーダーとしての資質向上、商工会青年部の組織拡充強化が決定しました。また、今回の総会では任期満了に伴う役員の改選が行われ、新役員が次のとおり決定しました。

若い経営者の主張発表大会

総会後の主張発表大会では、青年部活動等をテーマに県内六ブロックの代表者が発表を行いました。

【発表者の一覧】

- 一. 新富町商工会青年部 渡邊 智男さん
- 二. 東郷町商工会青年部 矢野 朋幸さん
- 三. 五ヶ瀬町商工会青年部 藤木 進一さん
- 四. 佐土原町商工会青年部 齋藤 和幸さん
- 五. 三股町商工会青年部 中石 清さん
- 六. すき商工会青年部 山川 伸さん

審査の結果、最優秀賞には、すき商工会青年部の山川伸さんが輝きました。山川さんは、九月に沖縄県で開催される九州大会に出場します。



最優秀賞に輝いた山川伸さん

宮崎県商工会女性部連合会

第四十八回通常総会

五月十日（金）宮崎観光ホテルにおいて、県女性部連合会第四十八回通常総会が、各商工会女性部長出席のもと開催されました。

はじめに、平成三十年度において部員増強運動並びに商工貯蓄共済推進に成果のあった女性部が表彰されました。被表彰女性部は次のとおりです。

【部員増強運動

優良女性部表彰】

高原町・北郷町・
えびの市・五ヶ瀬町・
高城町・荘内・綾町

【商工貯蓄共済推進

優良女性部】

南郷町・木城町・
宮崎市生目・高原町・
高崎町・高城町

（達成率順）



挨拶される長友会長

その後、議長に五ヶ瀬町商工会女性部飯干キヤ子部長が就任し、次のとおり議案審議が行われました。すべて原案どおり承認可決されました。

第一号議案

平成三十年度事業報告書、収支決算書及び貸借対照表承認の件

第二号議案

平成三十年度九州ブロック商工会女性部交流研修会収支決算書承認の件

第三号議案

令和元年度会費賦課額・徴収方法決定の件

第四号議案

令和元年度事業計画及び収支予算決定の件

第五号議案

役員補充選任の件



議長 飯干部長

なお、役員の補充選任では、新たに県西ブロック選出の小野鈴代さん（すぎ）が新理事に選任されました。

商工女性の主張発表大会

通常総会終了後、午後より県内の部員約二四〇名が参加し「商工女性の主張発表大会」を開催しました。

大会には、宮崎日日新聞社の戸高経済部長を審査委員長に迎え、県下六ブロックの代表が日頃の女性部活動や女性部

員としての思い等を堂々と発表されました。
内容や構成、表現等いずれの発表者も素晴らしく、審査の結果、高城町商工会女性部の田中昌子さんが最優秀賞県知事表彰を受賞されました。

また、田中さんは、七月十一日に沖縄県で開催される九州大会に出場することが決定しています。



最優秀賞 田中昌子さん

主張発表者（敬称略）

発表順	所属ブロック	所属女性部	発表者
1	西都・児湯	西都市三財	山田 詔子さん
2	東臼杵	東郷町	坂本 美和さん
3	中央	南郷町	横山 幸子さん
4	都北	高城町	田中 昌子さん
5	県北部	高千穂町	児嶋 佐代子さん
6	県西	すぎ	小野 鈴代さん

交流会

夜は楽しみの交流会を開催しました。

各ブロックから工夫を凝らした余興で場内から笑いが起こり、部員間の交流も活発に行われ大盛況に終了しました。



主張発表者の皆様



女性部
Information

10月からの消費税軽減税率への準備はお済みですか？

飲食料品の取扱い(販売)がない事業者の方 についても、消費税の軽減税率制度実施後は 「区分経理」が必要となります



軽減税率制度は、全ての事業者の方に関係があります。飲食料品の取扱い(販売)がない事業者の方についても、仕入れや経費に軽減税率(8%)対象品目があれば、仕入れを税率ごとに区分する「区分経理」を行う必要があります。

また、消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として「区分経理」をした帳簿の保存が必要となります。

帳簿の区分経理・記載事項について

2019年10月からは、現行の記載事項に加え、売上げ・仕入れ(経費)を税率ごとに区分して帳簿に記載しなければなりません。

	【請求書等保存方式】 (現行制度)	【区分記載請求書等保存方式】 (2019年10月～)
帳簿の 記載事項	- 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 - 取引年月日 - 取引の内容 - 取引の対価の額	左記の記載事項に加え ・軽減税率の対象品目である旨

帳簿から消費税確定申告書を作成する際のイメージ(経費の例)

(これまで)

帳簿(経費)

XX年 月 日	内容	金額
XX XX	水道光熱費 (〇市)	〇,〇〇〇
XX XX	会議費 (〇酒店、お茶代ほか)	〇,〇〇〇
XX XX	接待交際費 (〇屋、仕出井当代)	〇,〇〇〇
...	...	...
XX年合計		〇〇〇,〇〇〇

消費税申告書 付表

課税仕入れに係る支払対価の額	〇〇〇,〇〇〇
課税仕入れに係る消費税額	△△,△△△

消費税申告書

控除対象仕入税額	△△,△△△
----------	--------

【軽減税率制度実施(2019年10月)後】

帳簿(経費)

XX年 月 日	内容	金額
XX XX	水道光熱費 (〇市)	〇,〇〇〇
XX XX	会議費※ (〇酒店、お茶代)	□,□□□
	会議費 (〇酒店、文具代)	〇,〇〇〇
XX XX	接待交際費※ (〇屋、仕出井当代)	□,□□□
...	...	...
XX年合計		〇〇〇,〇〇〇

※軽減税率対象品目

8%対象 ■■■■
10%対象 ●●●●

消費税申告書 付表

	6.24%分	7.8%分	合計
課税仕入れに係る支払対価の額	■■■■,■■■■	●●●,●●●	〇〇〇,〇〇〇
課税仕入れに係る消費税額	▲▲,▲▲▲	▲▲,▲▲▲	◇◇,◇◇◇

消費税申告書

控除対象仕入税額	◇◇,◇◇◇
----------	--------

飲食料品(軽減税率8%)とそれ以外(標準税率10%)とを購入した場合には、「区分経理」を行う必要があります！

- (注) 1 帳簿、付表及び申告書は記載を簡略化しています。
2 経費に係る取引は、全て課税取引として記載しています。
3 軽減税率8% (消費税率6.24%、地方消費税率1.76%)、標準税率10% (消費税率7.8%、地方消費税率2.2%)。

(平成30年12月) 国税庁

お知らせ

- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。
- 軽減税率制度に関するご相談は、消費税軽減税率電話相談センターで受け付けております。
【専用ダイヤル】 0570-030-456 【受付時間】 9:00~17:00(土日祝除く)

8月～9月 イベント・セミナーカレンダー

	日程	イベント・セミナー名	会場	内容	主催者・問合せ先
8月	8月4日(日)	まつり高原	高原町総合運動公園	今年度で51回を迎える恒例のイベントです。ステージショーや大抽選会等あり、フィナーレには夜空を花火で彩ります。	高原町商工会青年部 (0984-42-1158)
	8月4日(日) ※荒天の場合は 8月11日(日)	第26回牧水の里こどもうなぎ アユつかみどり大会	牧水公園ふるさとの小川 (日向市東郷町坪谷)	うなぎ・あゆのつかみどり大会。 もちまき大会やお楽しみ抽選会も行います。	東郷町商工会青年部 (0982-69-2075)
	8月8日(木) ～9日(金)	高所作業車技能講習	えびの市国際交流センター	作業床の高さが10m以上の高所作業車の運転資格取得のための講習(実技を含む)。	えびの市商工会(工業部会) (0984-35-1544)
	8月11日(日)	はんきゅう軽トラ市	清武文化会館前 (歩行者天国)	海産物・工芸品・竹細工・雑貨・手芸・コーヒー・みそ・醤油・お好み焼等、様々な品物を見ながらお買い物をしています。(午前9時～12時まで開催、雨天決行)	清武活性化委員会 (0985-85-0173:清武町商工会)
	8月17日(土)	2019高崎夏まつり	高崎総合公園 陸上競技場	星降る街、高崎の夜空に打上がる花火を寝転んで眺められる迫力の花火大会です。	高崎夏まつり実行委員会 (0986-62-1311:高崎町商工会内)
	8月18日(日)	たかはるよりどり交流市『軽トラ市』	高原町中央商店街 歩行者天国	町中央商店街の賑わい創出を目的に、商工業・農畜産業の地場産品並びに海産物を軽トラックにて販売します。地元商店街の店主の皆さんは、店先で割引商品をワゴンで販売します。	たかはるよりどり交流市協議会事務局 (0984-42-2115)
	8月25日(日)	みまたん駅前よかもん市 第156回定期朝市 「トントロン軽トラ市」	三股町物産館 よかもんや駐車場 川南町トントロン商店街	三股の特産物販売や、抽選会等が行われ、女性部は毎回大好評の焼きそば等を出店します。 軽トラ(軽ワゴン)の荷台に農作物や海産物、日用品や加工品などの品物を乗せて販売する朝市です。 (8:00～11:45開催)	みまたん駅前よかもん元気会 (0986-52-3131) 川南町商工会 担当:井尻 (0983-27-0501)
9月	9月7日(土)	賑わい創出 山之口どんどんまつり2019	山之口運動公園	花火約5,000発、豪華景品が当たる大抽選会や各種企画が目白押しです! (※小雨決行)	主催 山之口町イベント実行委員会 (問合せ 山之口町商工会 0986-57-2016)
	9月8日(日)	はんきゅう軽トラ市	清武文化会館前 (歩行者天国)	海産物・工芸品・竹細工・雑貨・手芸・コーヒー・みそ・醤油・お好み焼等、様々な品物を見ながらお買い物をしています。(午前9時～12時まで開催、雨天決行)	清武活性化委員会 (0985-85-0173:清武町商工会)
	9月15日(日)	たかはるよりどり交流市『軽トラ市』	高原町中央商店街 歩行者天国	町中央商店街の賑わい創出を目的に、商工業・農畜産業の地場産品並びに海産物を軽トラックにて販売します。地元商店街の店主の皆さんは、店先で割引商品をワゴンで販売します。	たかはるよりどり交流市協議会事務局 (0984-42-2115)
	9月22日(日)	みまたん駅前よかもん市 第157回定期朝市 「トントロン軽トラ市」	三股町物産館 よかもんや駐車場 川南町トントロン商店街	三股の特産物販売や、抽選会等が行われ、女性部は毎回大好評の焼きそば等を出店します。 軽トラ(軽ワゴン)の荷台に農作物や海産物、日用品や加工品などの品物を乗せて販売する朝市です。 (8:00～11:45開催)	みまたん駅前よかもん元気会 (0986-52-3131) 川南町商工会 担当:井尻 (0983-27-0501)

私のお父さんは、豚を大きくして出荷する仕事をしています。養豚業です。そうやって一言でいうととても簡単な仕事に聞こえますが、本当は豚を大切に育てて休みも取らないで一生けん命仕事をしないではいけません。台風の日でも車で二十五分ぐらいかけて、山道を走って仕事へ行きます。それは、豚のお世話を一日でもしないと豚が病気になるからなんです。豚が全部病気になるってしまったら、お父さんの仕事はなくなりそうです。台風の日には、私は、お父さんのことがすごく心配になります。体調が少し悪くても仕事へ行きます。そんなお父さんをすごく尊敬しています。それは、

私のお父さん



「おいしいー!」
と食べてもらいたいです。お父さんやじゅう業員の人達が毎日がんばって仕事をしてくれているから、おいしいお肉が食べられるんだと感じています。

これからは、もっとたくさんの人に永峰養豚場のお肉を食べて

豚のためだけにじゃなくて、そこで働いているじゅう業員さん達の家族も支えているからです。豚を出荷しなければお金も入ってこないし、わたし達も生活できないからです。

豚を出荷する事は、最初は大変な気持ちでした。豚をお肉にするのか?と考えると悲しい気持ちになりました。でもお父さんが育てた豚肉をお店で買ったりして、食べてくれた人たちが、

「おいしかったよ。」
と言ってくれた時に、私はお父さんの仕事はみんながよることってくれる仕事なんだと気がきました。私もその一人でお肉を食べた時にすごくおいしく思いました。でも、食べながら豚の命にも感じました。

ながみね かほ
永峰 夏歩さん
(都城市立安久小学校五年生)

有限会社永峰養豚場
「中郷商工会」

キャッシュレス・消費者還元事業のご案内

2019年10月1日の消費税率引き上げに伴い、需要平準化対策として2019年10月1日～2020年6月30日までの9カ月の期間で中小企業・小規模事業者によるキャッシュレス決済手段を用いたポイント還元・割引が実施されます。

1. 消費者への還元

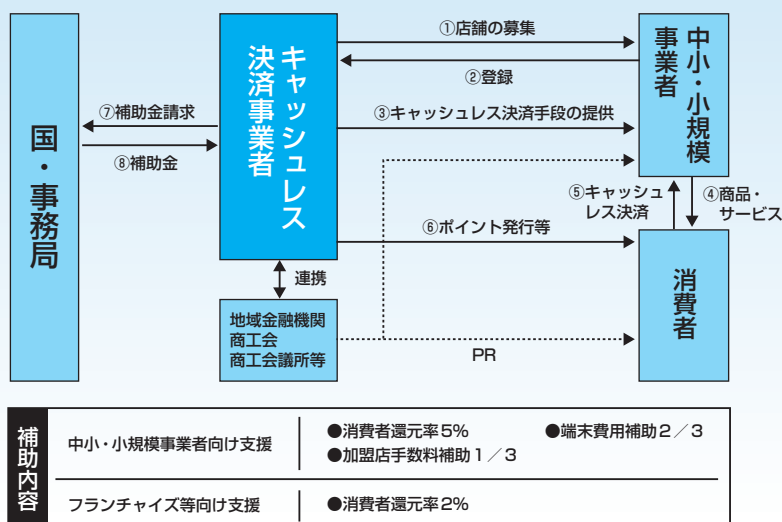
消費者がキャッシュレス決済手段を用いて中小・小規模の小売店・サービス業者・飲食店等で支払いを行なった場合、個別店舗での利用については5%、フランチャイズ加盟店（※大企業に該当する店舗は除く）等での利用については2%を消費者にポイント還元されます。

2. 決済手数料の補助

中小企業・小規模事業者がキャッシュレス決済を行う際に、キャッシュレス決済事業者に支払う加盟店手数料を国が3分の1を補助します。

3. 決済端末等の導入補助

中小企業・小規模事業者は無料でキャッシュレス決済端末等を導入できます（導入費用の3分の1をキャッシュレス決済事業者が負担、残りの3分の2を国が補助）



中小・小規模事業者向け

中小・小規模事業者の皆様の キャッシュレス導入を支援します！

《キャッシュレス・消費者還元事業》

実施期間 2019年10月1日～2020年6月30日

本制度の概要

- ✓10月1日以降、対象の店舗でキャッシュレス支払いをした方にはポイント還元等を実施。
- ✓対象店舗への、キャッシュレス決済の導入を支援。

本制度のメリット

- メリット1** 今なら端末導入のご負担なし！
端末本体と設置費用などが無料。軽減税率対象の現金支払の請求書も、軽減税率が適用されます。
- メリット2** 期間中の決済手数料は実質2.17%以下！
期間中の手数料の優待は事前に表示。
- メリット3** 消費者還元で集客力UP！
5%又は2%還元。

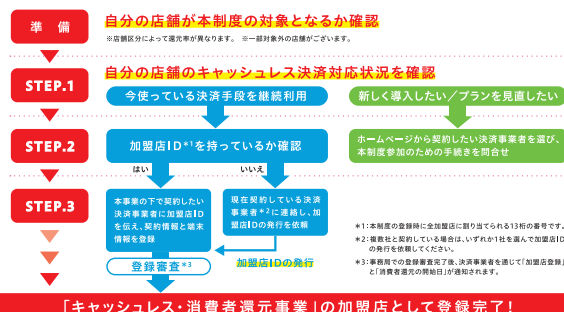
▶キャッシュレスのメリットをもっと知りたい方はこちらをチェック！
<https://youtu.be/liqij7zfzQ0>

主な対象決済手段の特徴

本制度では、電子的に繰り返し利用できる決済手段が対象となります。

- | | |
|---|--|
| クレジットカード/デビットカード
○クレジットカード/デビットカードを利用している消費者に対応
○国際ブランド(VISA、master、JCB等)に対応 | 電子マネー
○高齢者や不慣れた消費者でも安心して利用可能
(信用審査なくカードを作成可能。チャージも簡単) |
| QRコード
○端末不要、手数料が安い等低コストで、準備も簡単
○消費者はスマートフォンで決済 | モバイル決済
○複数の決済手段をまとめて簡単に導入可能
○端末等もコンパクトでスペースいらず |

登録までのステップ



主な情報収集・相談方法

自分の店舗に合ったキャッシュレス決済がわからない時は下記をチェック！

- 読んでみよう！
ホームページを
チェック！
<https://cashless.go.jp/franchise/index.html>
- 相談しよう！
コールセンターへ
問合せ
☎0570-000655
受付時間：平日10:00～18:00（土・日・祝日を除く）
- 体験してみよう！
説明会へ参加
ホームページ上で開催
日時を確認して参加

対象となる中小・小規模事業者

本事業の対象となる中小・小規模事業者の定義

原則、業種ごとに定められた資本金の額や従業員数の要件に該当する事業者が対象となります。

例)小売業の場合 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主
また、この他、会社形態以外の組織に関する要件や親会社との資本関係等の要件がありますので詳細は下記をご参照ください。

補助の対象外となる事業者・取引

一部、対象外となる業種や取引があります。詳細は本制度ホームページを参照いただくか、本制度の登録を受けた決済事業者にお問合せください。

補助対象となる中小・小規模事業者の概要
https://cashless.go.jp/assets/doc/chusyaku_teigiki.pdf

加盟店登録要領4.1(P5～P6)

https://cashless.go.jp/assets/doc/kamiten_touroukyouyou.pdf

お問合せ先

ポイント還元問合せ窓口（中小・小規模事業者向け）



0570-000655

ナビダイヤル® 受付時間：平日10:00～18:00（土・日・祝日を除く）

※一般電話からは市内通話料金でご利用いただけます。 ※本制度名称を誤り、個人情報等を聞き出そうとする電話等にご注意ください。

本制度の詳細は、ホームページをご確認ください。

<https://cashless.go.jp>